

刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育カリキュラム表

(平成12年2月16日付け基発第66号労働基準局長通達)

	科目	範囲	時間
学 科 教 育	振動障害及びその予防に関する知識(2)	(1) 振動障害の原因及び症状 (2) 振動障害の予防措置	9:30 ～ 11:30
	休憩		11:30～ 11:35
	関係法令(0.5)	(1) 労働安全衛生関係法令中の関係条項及び関係通達中の関係事項等	11:35 ～ 12:05
	昼食休憩		12:05～ 12:45
	刈払機に関する知識(1)	(1) 刈払機の構造及び機能の概要 (2) 刈払機の選定	12:45 ～ 13:45
	休憩		13:45～ 13:50
	刈払機を使用する作業に関する知識(1)	(1) 作業計画の作成 (2) 刈払機の取扱い (3) 作業の方法	13:50 ～ 14:50
	休憩		14:50～ 14:55
	刈払機の点検及び整備に関する知識(0.5)	(1) 刈払機の点検・整備 (2) 刈刃の目立て	14:55 ～ 15:25
	休憩		15:25～ 15:35
実 技 教 育	刈払機の作業等(1)	(1) 刈払機の取扱い (2) 作業の方法 (3) 刈払機の点検・整備の方法等	15:35 ～ 16:35

*科目欄の()は、時間数。